

議案第 2 1 号

専決処分の承認を求めることについて（3）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、羽生市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

平成 2 9 年 6 月 1 3 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成29年3月31日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

羽生市都市計画税条例の一部を改正する条例

羽生市都市計画税条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

附則第18項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項を附則第17項とし、附則第12項から附則第15項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第5項とし、同項の次に次の2項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、
2分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

- 7 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第
6項を附則第5項とし、同項の次に2項を加える改正規定(附則第
7項に係る部分に限る。)は、都市緑地法等の一部を改正する法律
(平成29年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の羽生市都市計
画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税につい
て適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前
の例による。
- 3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結さ
れた地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成
29年法律第2号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第
226号)附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に
規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前
の例による。